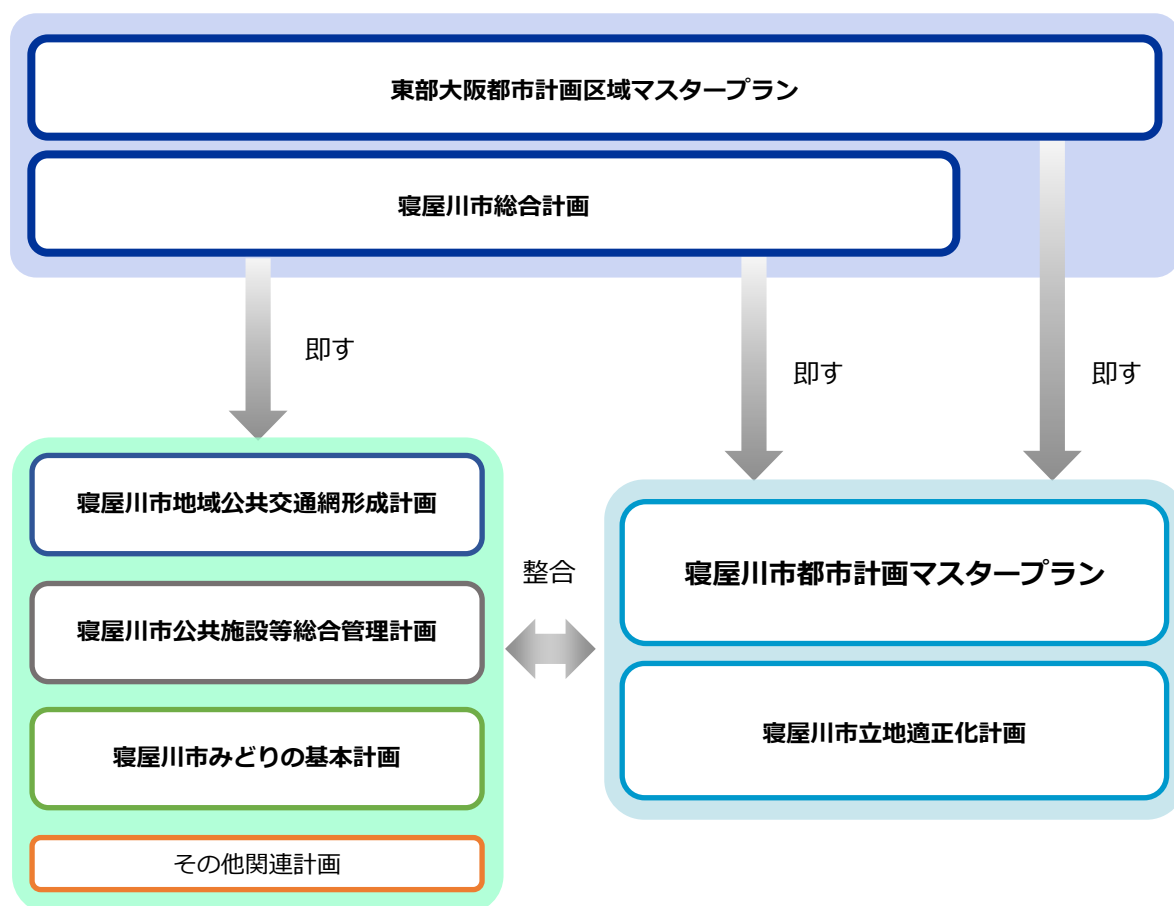


序章 都市計画マスタープランについて

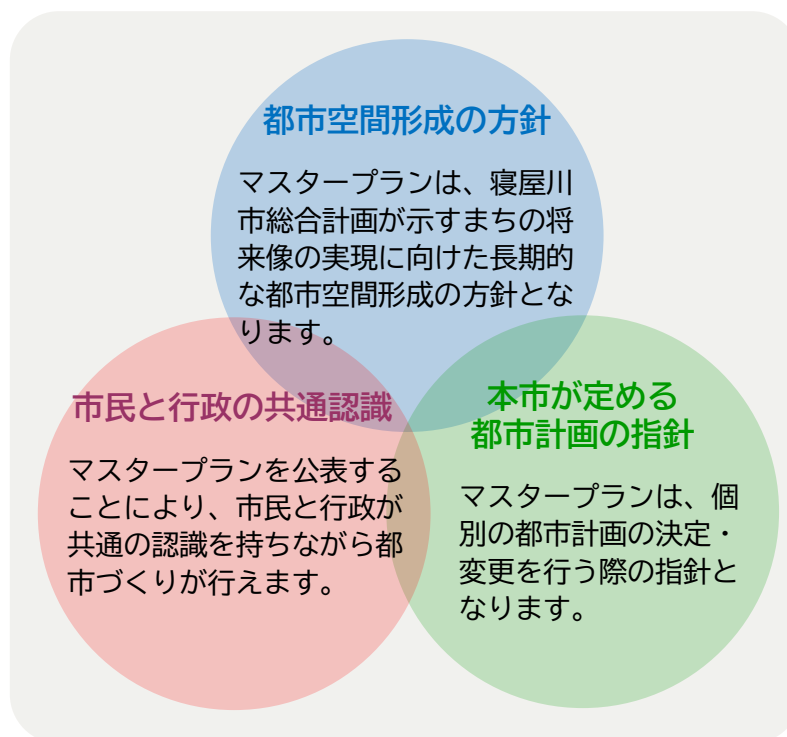
1. 都市計画マスタープランとは

寝屋川市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」）は、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画である寝屋川市総合計画等に即して、まちづくりに関する目標や方向性を示すものです。



また、マスタープランは、次のような役割を担うものです。

- 都市空間形成の方針
- 市民と行政の共通認識
- 本市が定める都市計画の指針



2. 都市計画マスタープラン改定の背景

本市においては、平成9年4月にマスタープランを策定後、平成24年3月に改定を行い、まちづくりの目標の実現に向け、道路などの都市施設の計画的な整備の他、土地区画整理事業※などによるまちづくりが行われ、新たな都市空間の形成が進みました。

改定後、約10年が経過し、少子高齢化の進行やゲリラ豪雨などの地球環境の変化、急速な情報通信技術の発展、SDGs※の推進、新型コロナウイルスがもたらす新しい生活様式への転換など、社会情勢が大きく変化しています。

こうした、まちづくりの背景や現状を適切にふまえるとともに、令和3年3月に策定された第六次寝屋川市総合計画に基づき、まちの将来像である「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現に向け、今後のまちづくりの方向性を示すため、マスタープランの改定を行うものです。

3. 都市計画マスタープラン改定のプロセス

マスタープランは、市民の皆様から幅広くご意見を頂くためにアンケート調査、地域団体などへの説明を行うとともに、公聴会を開催し、今後のまちづくりの方向性などにその内容を反映しています。

また、道路、公園、産業、防災など市の関係各課へのヒアリングや関係部局で構成する「都市計画マスタープラン改定委員会」などでの検討を重ね、都市計画審議会での審議を経て、令和4（2022）年3月に改定しました。

4. 基本事項

（1）対象区域

マスタープランは、都市計画区域である本市全域を対象とします。

また、地域別まちづくり構想を定めるにあたり、本市を構成する様々な要素の中で地域が有する特性や生活圏など、いくつかのまとまりをもって地域を捉え、本市を6つの地域に区分します。

（2）計画期間

マスタープランは、概ね20年から30年後の将来都市像を展望しつつ、その具現化に向けたまちづくりの基本方針や将来の都市構造を示すとともに、概ね10年後までに実現させていく内容を定めるものです。

概ね10年後までに実現させていく事項を定めるため、目標年次を令和13(2031)年度とし、計画期間を令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

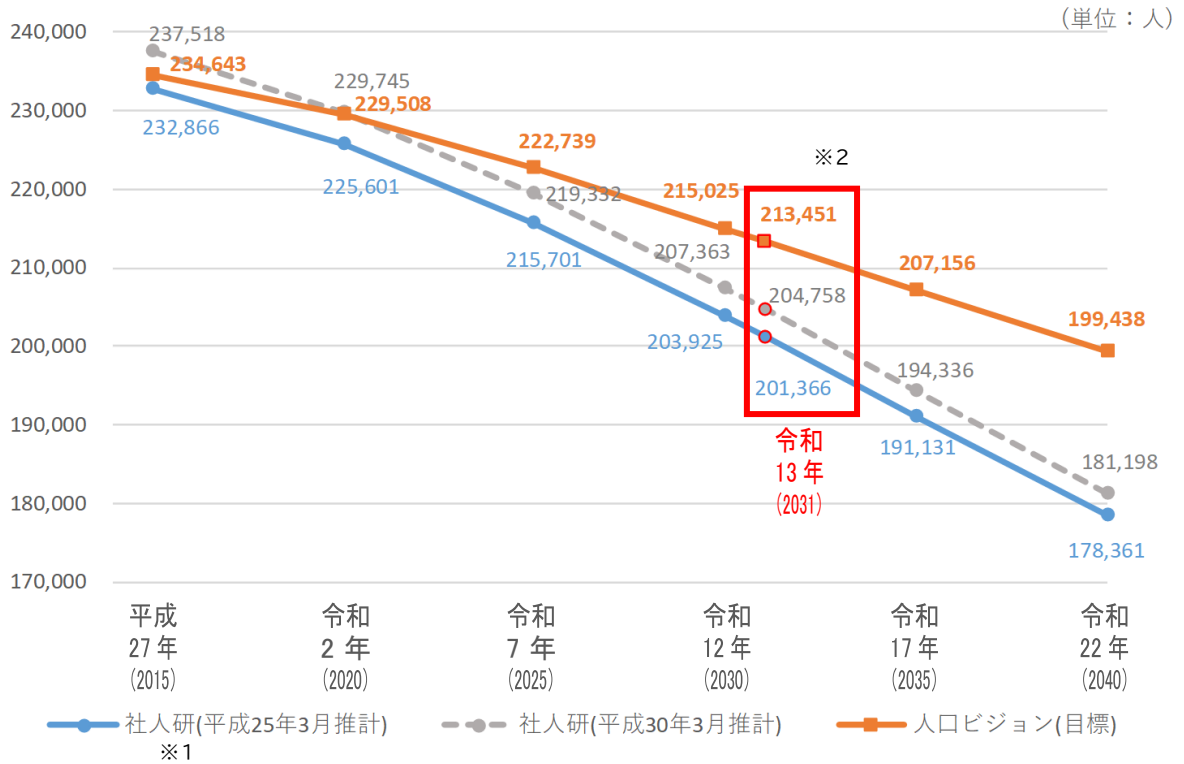
（3）将来人口

本市の将来人口 約22万人（令和13(2031)年度）

第六次寝屋川市総合計画においては、「訴求力のある施策」の実行により、「人口の減少と少子高齢化の進行に積極果敢に立ち向かい、定住を促進するとともに、子育て世代を寝屋川市に誘引し、人口の年齢構成のバランスを図る」こととされています。

そうした点を踏まえ、マスタープランにおける目標年次の令和13(2031)年度の将来人口を、「寝屋川市人口ビジョン」（平成28年2月）による推計から、約22万人と想定します。

図表 寝屋川市の将来推計人口



資料：寝屋川市人口ビジョン

※1：国立社会保障・人口問題研究所

※2：令和13年は令和12年と令和17年の推計値から比例配分し算定

5. 都市計画マスタープランの構成

マスタープランは、大きく分けて、以下のとおり構成されています。

- ① マスタープランとは何かを説明した「都市計画マスタープランについて」
- ② 市の現時点の状況を把握するための「現状と課題」
- ③ 市全体の目標像を示した「全体構想」
- ④ 市域を6つの地域に区分した上で目標像を示した「地域別まちづくり構想」
- ⑤ 市全体の目標像実現に向けた考え方をまとめた「将来目標像の実現に向けて」

序章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランとは
2. 都市計画マスタープラン改定の背景
3. 都市計画マスタープラン改定のプロセス
4. 基本事項
5. 都市計画マスタープランの構成

マスタープランの基本的な内容を示しています。

第1章 現状と課題

1. 寝屋川市の現況
2. 都市計画・まちづくりに関連する課題
3. SDGs達成への貢献
4. 市民アンケート調査に基づく市民意向

市の現状と課題を明らかにしています。その他、世界的な潮流となっているSDGs達成への貢献と、市民アンケート調査に基づく市民意向を明らかにしています。

第2章 全体構想

1. 都市づくりの基本目標
2. 将来目標像を具現化するための分野別方針
 - ①土地利用
 - ②市街地整備等
 - ③道路・交通体系整備
 - ④安全・安心まちづくり
 - ⑤都市環境
 - ⑥住宅

市が目指す将来像を示しています。

市が目指す将来像実現に向け、市域全体を対象とした、都市計画に関連する分野についての方針を示しています。

第3章 地域別まちづくり構想

1. 地域別まちづくり構想の考え方
2. 地域別まちづくり構想
 - ①北西部地域
 - ②北東部地域
 - ③西部地域
 - ④中央部地域
 - ⑤東部地域
 - ⑥南部地域

市域を6つに区分する考え方を示しています。

各地域の状況を把握し、地域単位でのまちづくりの方針などを示しています。

第4章 将来目標像の実現に向けて

1. 協働によるまちづくりの推進
2. 総合的なまちづくりの推進
3. 都市計画マスタープランの進捗管理と見直しについて

市全体の目標像実現に向けたまちづくりへの取組方などを示しています。

第1章 現状と課題

1. 寝屋川市の現況

2. 都市計画・まちづくりに関連する課題

①ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備

- ・ 今後は、少子高齢化の進行による人口の減少を念頭に、本市の持続可能性を考慮の上、拠点の形成と交通ネットワークの充実による、コンパクトなまちづくりを進めていくことが求められています。本市には、京阪本線とJR学研都市線という2つの鉄道軸があり、この2つの鉄道軸における鉄道駅周辺においては、一定程度の都市機能の集約が見られます。「あれもこれも」のまちづくりではなく、鉄道駅周辺を中心にした「あれかこれか」のまちづくりとして、地域の強みを活かしたまちづくりを効率的かつ計画的に進めていく必要があります。
- ・ 京阪本線沿線においては、連続立体交差事業を推進するとともに、密集した市街地における災害対策や空き家対策に取り組むなど、まちの魅力・成熟度を一層高め、まちのリノベーションを進めていく必要があります。
- ・ JR学研都市線沿線においては、寝屋川公園や生駒山系の山並みが迫る緑豊かな環境と第二京阪道路という国土軸を成す骨格道路が存在するポテンシャルを活かし、市外からの新住民や企業を誘引するための、寝屋川市の新たな顔となるまちづくりを進めていくことが求められています。

②将来を見据えた公共施設の集約・複合化

- ・ 今後は、少子高齢化の進行による社会保障費の増大や生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念されています。そうした状況下において、老朽化が進む公共施設への適切な対応が求められることとなります。加えて、ICT※を活用したオンラインサービスなど行政サービスの高度化の進展も考慮しなければなりません。
- ・ 今後は、限られた財源の中で適切に公共投資を行い、公共施設を有効活用していく取組や、市民ニーズをふまえた公共施設の規模の適正化を進めていく戦略的なインフラマネジメント※が求められています。具体的には、駅周辺への市民サービスのターミナル化※など、将来を見据え、市民ニーズに応じた公共施設の集約・複合化を推進していくことが求められています。
- ・ 公共施設の集約・複合化を推進していく際には、併せて、行政手続のワンストップ化の実現など、市民の生活利便性の向上を図っていく必要があります。

③働く場の創出と多様な人材の育成・確保

- ・ 国道1号と第二京阪道路に加え、国道170号という国の主要な幹線道路網が存在するという交通利便性の高さを活かし、沿道には定住人口の増加に資する雇用の受け皿を確保すべく、企業の立地をはじめ、工業及び流通業務施設などの産業集積を図ることが求められています。
- ・ また、商店街の空き店舗などを活用した異業種交流や人材マッチングなど、地域産業の創出や育成支援を推進していくための交流の場の創出が求められています。

④災害から命を守るための対策

- ・ 災害発生時においても被害を最小限に抑えるため、インフラ施設※の強靱化や建築物の耐震化など災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ 一方で、インフラ施設や建築物の強靱化だけでは災害対策としては万全ではありません。特に、南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害においては、甚大な被害をもたらすことが想定される

ため、「減災」※という視点で災害による被害を軽減することも重要になります。

- ・特に、自主防災組織※の支援や防災教育の推進などに努め、市民の間での「自助」・「共助」の意識を日々高めていくことが求められています。
- ・更には、民間事業者との協定等による災害時の避難場所の確保や物資の調達・輸送体制の整備に努めるなど、幅広い観点から総合的に災害対策を進めていくことが必要です。
- ・以上のように、インフラ施設や建築物などハード面※に視点を当てた対策と、市民や民間事業者による取組を中心としたソフト面※の双方の対策による、本市全域のレジリエンス力※の向上が求められています。

⑤防犯力向上による体感治安の改善

- ・市民が安全で安心して暮らすことができるように、警察をはじめとした関係機関・団体などとの連携を強化し、地域が一体となった犯罪のないまちづくりの更なる推進による、市民の体感治安の向上が求められています。
- ・防犯協会をはじめとして自治会、地域協働協議会等による地域の自主防犯活動（地域パトロール・防犯ボランティアなど）が推進されるよう支援するとともに、更なる犯罪抑止に向けた効果的な防犯施策の立案・実施など、多角的な取組により、体感治安の向上に取り組んでいく必要があります。
- ・防犯カメラの維持管理などに努め、犯罪抑止を図るとともに、地域の防犯環境向上を実現するなど、安全・安心なまちの実現が求められています。

⑥豊かな自然がある暮らし

- ・一級河川「淀川」や「寝屋川」をはじめ、生駒山系の山並みが迫る環境が身近に存在するなど、水と緑に恵まれた環境にあります。こうした自然の恵みを次世代へ確実に引き継ぐため、自然環境と共生する、持続可能なまちづくりを推進する必要があります。
- ・自然の恵みを次世代へ引き継ぐために、多様な世代の市民が市内の豊かな自然環境に触れ合う機会の創出が重要となります。「寝屋川」をはじめ、「淀川河川公園」、「深北緑地」、「寝屋川公園」、「打上川治水緑地」などの既存の自然資源を有効に活用し、保全していくための取組を推進し、市民が自然の恵みと触れ合うための機会の創出を積極的に進めていく必要があります。

⑦地域づくり・きずなづくり

- ・自治会をはじめとする地域団体や住民が参画するネットワーク型組織として地域協働協議会が各小学校区で設立され、地域が主体となって様々な地域課題を解決し、地域の特色を活かした活動が行われてきました。
- ・今後も、多くの住民が地域活動に参画し、住み慣れた地域で互いに支え合えるようなまちづくりが求められています。

3. SDGs達成への貢献

平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、令和 12 (2030) 年を目標年次として、世界全体で社会が抱える問題を解決し、明るい未来を生み出すための 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (達成基準) によって構成されています。

国においても、国家戦略として SDGs 推進本部を設置し、平成 28 (2016) 年に SDGs 実施指針を決定の上、持続可能なまちづくりや地域活性化を目指す「地方創生 SDGs」が進められています。

下記 17 の目標の内、本市におけるまちづくりと関わりが深いと考えられる目標(下線部)に向けた取組を推進することは、本市が抱える様々な課題や問題点を解消する方向に繋がると考えられることから、マスタープランで示す施策・事業の推進を通じて、SDGs の達成に積極的に貢献します。



出典：国際連合広報センターHP
SDGs ロゴ

世界を変えるための 17 の目標

- ①「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」
- ②「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」
- ③「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」
- ④「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」
- ⑤「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」
- ⑥「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」
- ⑦「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」
- ⑧「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する」
- ⑨「強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」
- ⑩「各国内及び各国間の不平等を是正する」
- ⑪「包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する」
- ⑫「持続可能な生産消費形態を確保する」
- ⑬「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」
- ⑭「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」
- ⑮「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」
- ⑯「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」
- ⑰「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」

4. 市民アンケート調査に基づく市民意向

マスタープランに市民の皆様の御意見を反映させるため、以下のとおり市民アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

調査対象：令和2年7月1日現在寝屋川市に居住する18歳以上の市民を母集団とし、住民基本台帳を基に年齢階層別の構成比により対象者2,000人を無作為抽出

回答期間：令和2年9月8日（火）～令和2年9月30日（水）

有効配布数：1,989件（11件は宛名不明等により市へ返送）

回収数：有効回答数967件（回収率48.6%）

(2) 市民意向

アンケート調査では1,000人近くの方から御協力を頂きました。その中で、まちづくりの課題に関する内容について以下のように回答を頂きました。

※以下に掲載している内容は市民アンケート調査から抜粋したものととなります。

Q. あなたの最寄り駅周辺の満足している施設を3つまで教えてください。

A.

・「日用品が買える店」が57.0%（回答者総数967人のうち551人）で最も高く、次いで「金融機関」の43.3%（同419人）、「市役所窓口」の35.2%（同340人）と続きます。

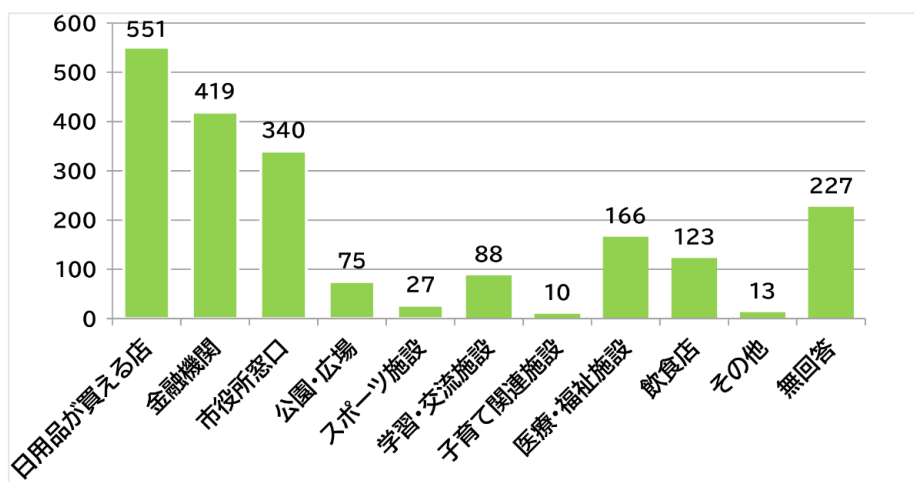
・無回答は23.5%（同227人）でした。

最寄り駅で満足している施設

最寄り駅で満足している施設	回答者数	回答者比率
日用品が買える店	551	57.0%
金融機関	419	43.3%
市役所窓口	340	35.2%
公園・広場	75	7.8%
スポーツ施設	27	2.8%
学習・交流施設	88	9.1%
子育て関連施設	10	1.0%
医療・福祉施設	166	17.2%
飲食店	123	12.7%
その他	13	1.3%
無回答	227	23.5%
回答者総数	967	100.0%

【その他】郵便局、ハローワーク、駐輪場（ほか）
注）複数回答があるため、回答者数の合計は回答者総数とは一致しない。

最寄り駅で満足している施設



Q. あなたの最寄り駅周辺のより充実してほしい施設を3つまで教えてください。

A.

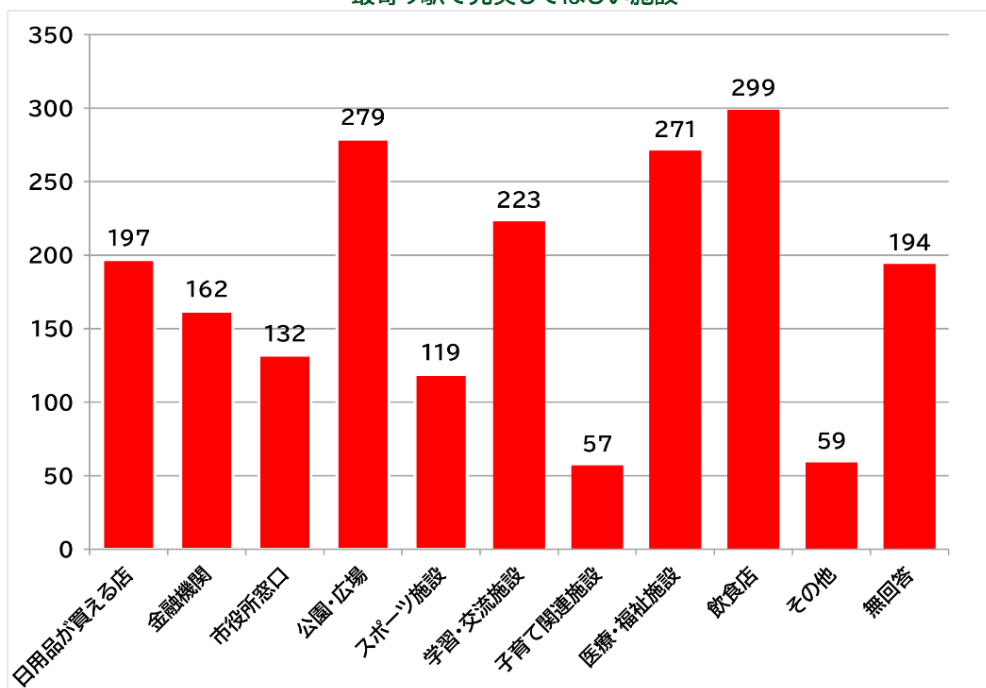
- ・「飲食店」が 30.9%（回答者総数 967 人のうち 299 人）で最も高く、次いで「公園・広場」の 28.9%（同 279 人）、「医療・福祉施設」の 28.0%（同 271 人）と続きます。
- ・無回答者は 20.1%（同 194 人）でした。

最寄り駅で充実してほしい施設

最寄り駅で充実してほしい施設	回答者数	回答者比率
日用品が買える店	197	20.4%
金融機関	162	16.8%
市役所窓口	132	13.7%
公園・広場	279	28.9%
スポーツ施設	119	12.3%
学習・交流施設	223	23.1%
子育て関連施設	57	5.9%
医療・福祉施設	271	28.0%
飲食店	299	30.9%
その他	59	6.1%
無回答	194	20.1%
回答者総数	967	100.0%

【その他】本屋、書店、駐車場、駐輪場、映画館、レジャー施設 ほか
 注）複数回答があるため、回答者数の合計は回答者総数とは一致しない。

最寄り駅で充実してほしい施設



Q. お住まいの地域の状況や土地利用など、まちづくりに関する現状について課題や問題点と思われるものを3つまでお選びください。

A.

- ・「交通渋滞や道路の未整備」が24.5%（回答者総数967人のうち237人）で最も高い比率でした。次いで「災害時の安全性」の24.1%（同233人）とこの2つが20%を超えていました。
- ・以下、「空き家の増加」16.8%（同162人）、「公共施設の配置や老朽化」15.3%（同148人）、「公共交通の不便」15.0%（同145人）と続きます。
- ・「その他」が10.0%（同97人）、無回答者は12.5%（同121人）でした。

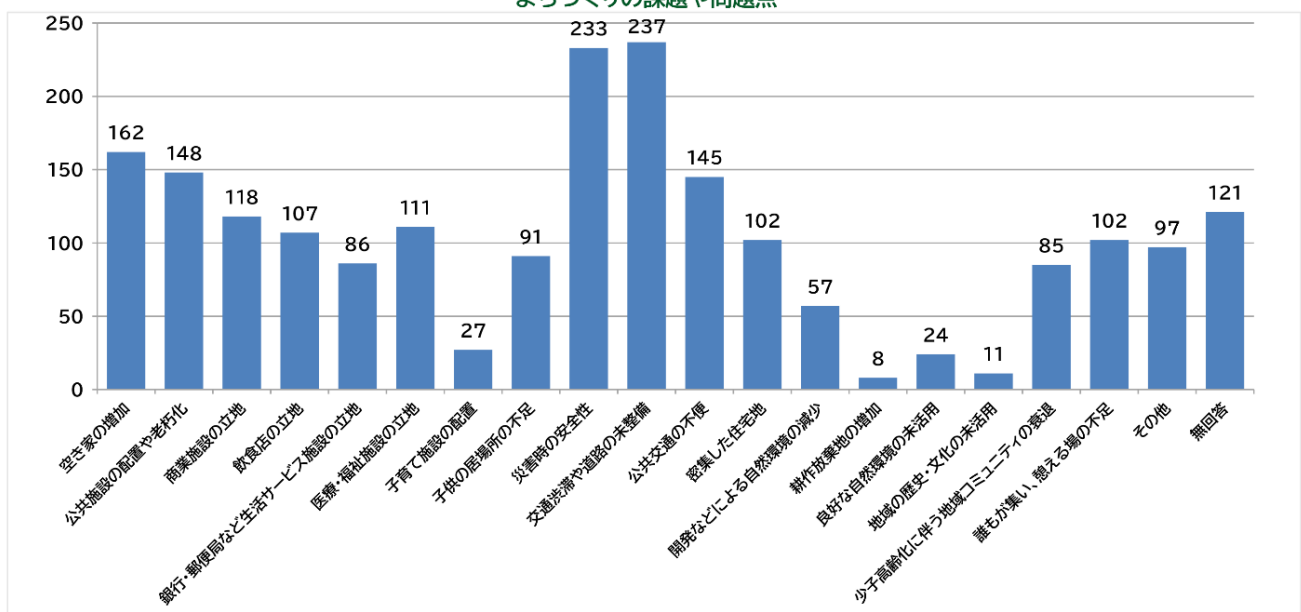
まちづくりの課題や問題点

課題や問題点	回答者数	回答者比率
空き家の増加	162	16.8%
公共施設の配置や老朽化	148	15.3%
商業施設の立地	118	12.2%
飲食店の立地	107	11.1%
銀行・郵便局など生活サービス施設の立地	86	8.9%
医療・福祉施設の立地	111	11.5%
子育て施設の配置	27	2.8%
子供の居場所の不足	91	9.4%
災害時の安全性	233	24.1%
交通渋滞や道路の未整備	237	24.5%
公共交通の不便	145	15.0%
密集した住宅地	102	10.5%
開発などによる自然環境の減少	57	5.9%
耕作放棄地の増加	8	0.8%
良好な自然環境の未活用	24	2.5%
地域の歴史・文化の未活用	11	1.1%
少子高齢化に伴う地域コミュニティの衰退	85	8.8%
誰もが集い憩える場の不足	102	10.5%
その他	97	10.0%
無回答	121	12.5%
回答者総数	967	100.0%

【その他】美しい町(ゴミのポイ捨て、犬のフン撲滅)街路樹整備、街灯が少なく夜になると怖いです、害鳥のフン等の被害、喫煙マナーが悪い、高齢者に対する医療保護等の福祉対策、治安や防犯面で不安がある ほか

注)複数回答があるため、回答者数の合計は回答者総数とは一致しない。

まちづくりの課題や問題点



Q. あなたが自身の居住環境の中で重要と考える点や、新たに居住地を選ぶ際に重視したい点について、3つまで教えてください。

A.

・「買い物や飲食などの生活利便性」が64.0%（回答者総数967人のうち619人）で最も高く、次いで「治安や防犯面での安全性」の37.5%（同363人）、「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」の36.1%（同349人）、「医療・福祉施設の利便性」の32.5%（314人）と続きます。

重要と考える点・重視したい点

重要と考える点・重視したい点	回答者数	回答者比率
買い物や飲食などの生活利便性	619	64.0%
鉄道・バスなどの公共交通の利便性	349	36.1%
図書館など公共施設の利便性	89	9.2%
医療・福祉施設の利便性	314	32.5%
子育て施設の充実	26	2.7%
小中学校の区域や通学の利便性	50	5.2%
通勤の利便性	106	11.0%
治安や防犯面での安全性	363	37.5%
災害時の安全性	297	30.7%
ゆとりある閑静な居住空間	93	9.6%
公園や緑地、水辺などの自然環境	121	12.5%
地域の街並みや良好な景観	83	8.6%
良好な地域コミュニティ	52	5.4%
その他	27	2.8%
無回答	47	4.9%
回答者総数	967	100.0%

【その他】海と山が近い、高齢者に対する福祉対策(独居者に対すること)、治安悪化させない事 ほか
注)複数回答があるため、回答者数の合計は回答者総数とは一致しない。

重要と考える点・重視したい点

